

# 都市産業常任委員会

平成24年12月19日

葛城市議会



書 記                    西 川 育 子  
書 記                    山 岡     晋

7. 付 議 事 件 (付託議案の審査)

議第56号 葛城市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める  
条例を制定することについて

議第57号 葛城市市道の構造の技術的基準を定める条例を制定することについて

議第58号 葛城市市道に設ける道路標識の寸法を定める条例を制定することについて

議第59号 葛城市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例を制  
定することについて

議第61号 葛城市都市公園条例の一部を改正することについて

議第63号 平成24年度葛城市一般会計補正予算（第5号）の議決について

調 査 案 件 (所管事項の調査)

(1) 地域活性化事業「新道の駅建設事業」について

開 会 午前9時30分

**川辺委員長** ただいまの出席委員は6名で、定足数に達しておりますので、これより都市産業常任委員会を開会いたします。

皆さん、おはようございます。

きょうは、ちょっと肌寒い日でございますが、今月に入り何かと大変お忙しい中ではございますが、ご出席いただきまして、本当にありがとうございます。

この委員会も、今年は3名の入れ替えがございますが、私、溝口副委員長とともに、一生懸命頑張るつもりでございますので、皆さん方のご協力を得まして、委員会が円滑に進行できますようお願い申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。

ここで、委員外議員の出席者をご紹介します。白石議員、春木議員、吉村議員、中川議員、辻村議員、以上5名の方でございますが、よろしくお願いいたします。

一般の傍聴の申し出が2名ありますが、お諮りいたします。一般傍聴の許可をすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**川辺委員長** ご異議なしと認めます。入室を許可します。

(傍聴者入室)

**川辺委員長** なお、発言される場合は挙手をいただき、指名いたしますので、必ずマイクの発言ボタンを押してから、ご起立いただき発言されるようお願いいたします。また、携帯電話をお持ちの方は、電源を切るか、マナーモードに切り替えるようお願いいたします。

なお、質問者も答弁者の方々も、大きな声ではきはきとわかりやすいように答弁していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから本委員会に付託されました付議事件の議事に入ります。

議第56号、葛城市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例を制定することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

部長。

**矢間都市整備部長** 皆さん、おはようございます。都市整備部の矢間です。よろしくお願いいたします。

それでは、ただいま上程になっております議第56号の条例の制定について、ご説明申し上げます。

今回は、条例数また、この条項数も非常に多いため、本日の説明のために、概要版を作成させていただきました。この概要版をもって説明させていただきますので、お手元に配布しています概要版をごらんください。

議第56号、葛城市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例を制定することについてのご説明を申し上げます。

条例を制定する趣旨につきましては、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(第2次一括法)により、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」が一部改正されたことに伴い、これまで国が一律に

定めていた特定公園施設の技術基準について、現行の基準を参酌し条例で定めることになりました。

このため、葛城市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例を制定するものであります。

条例の制定内容につきましては、特定公園施設、具体的には園路及び広場、屋根付広場、休憩所、屋外劇場、駐車場、便所などを設置する場合の、それらの施設の幅や勾配などといった技術的な基準を定めた内容となっており、趣旨・定義が第1条から第2条、一時使用目的の特定公園施設が第3条、園路及び広場が第4条、屋根付広場が第5条、休憩所及び管理事務所が第6条、屋外劇場及び屋外音楽堂が第7条、駐車場が第8条、便所が第9条から第11条、水飲場及び手洗場が第12条、掲示板及び標識が第13条から第14条という構成になっております。

なお、特定公園施設の整備については、国の基準に基づいて行ってきたことから、国の基準と同内容を条例に定めることとしました。

この条例については、平成25年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

**川辺委員長** ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

阿古委員。

**阿古委員** 条例の意味等は理解できているんですけども、まず、葛城市の特定公園、その部分に関するものが葛城市に何件あるのか、ちょっとまず聞かせてください。

**川辺委員長** 松村課長。

**松村都市計画課長** 都市計画課の松村です。よろしく申し上げます。

今、条例制定しております特定公園施設というのは、あくまでも施設のことでありまして、今、部長が説明しましたように、園路とか、広場とか、駐車場とか、そういうことを特定公園施設ということで挙げさせていただいておりますので。それで、よろしいですか。

**川辺委員長** 阿古委員。

**阿古委員** では、今言われている施設の部分は、何件、葛城市にありますか。

**川辺委員長** 矢間部長。

**矢間都市整備部長** 葛城市の都市公園全体としましては63カ所で、合計面積は38.3ヘクタールの設置状況であります。

以上です。

**川辺委員長** 阿古委員。

**阿古委員** そうしますと、葛城市の公園は全て、そこにある施設は、この条例を適応する施設であるという認識でよろしいのですか。63カ所ありますよね。そうすると、例えば、トイレのないところもあるし、いろんな公園が、多分63カ所には含まれていると思います。

だから、その全ての公園にあるものの施設は、この条例に適用するのだと。そしたら、特定公園施設として適用するのだという理解の仕方よろしいのですかね。

**川辺委員長** 矢間部長。

**矢間都市整備部長** ただいまの質問ですけれども、今後設置する特定公園施設については、この基準をもとに設置していくことにあります。それと、現行にある施設については、更新時に、そういう今の条例に定める基準に適合するよう設置していくものでございます。

以上です。

**川辺委員長** 阿古委員。

**阿古委員** では、特定公園というこのくくりというのは、全ての公園という認識でよろしいんですね。例えば、児童公園やとか、そういうのも全てを含めて特定公園だと。それで、そこに付属する施設は、もうその特定公園の施設だという認識でよろしいんですね。

**川辺委員長** 中理事。

**中 都市整備部理事** 都市整備部の中ですけども。今、阿古委員の質問の中で、特定公園の位置づけということになってくると思うんですけども。まず、基本的に都市公園ということの中で、今ちょっと説明の中で、都市公園というものを指して、その中の施設の基準というものを、今回定めさせていただくというのは1点あると思うんですね。

それと、今までの中で、都市公園という形で取り組んだものもありますし、いろんな経過の中で、今位置づけ的には、地区公園ということの表現の中で、例えば、開発等の中で、設置されたものもあります。今、位置づけ的に、矢間が申し上げましたような形の中で、市内の中の公園というのは成り立っているわけです。

これからということの中で、例えば、先ほどのトイレということの中の表現の中で、全部があるかということではなしに、トイレをつくる場合についての基準というものを、この条例の中で定めさせていただいたもので、また、国の中の条例の中で定めさせていただくことが1点あると思います。

もちろん、この基準の中で、今後につきまして改修なり新設する場合につきましては、この基準をもって設置なりまた改修をしていくというような形になってくるということで、よろしいでしょうか。

以上でございます。

**川辺委員長** 阿古委員。

**阿古委員** 今回のこの条例制定というのは、本来、国の基準でもっていたものを地方の条例整備をしてもちなさいという意味や、と僕は理解しているんですけどね。だから、従前にある公園については、従前の基準で、当然、国の基準の中で消化されているものであって、だから、その条件を満たした形になっているもんやと、僕は思っています。

だから、その基準に満たないということが本来あり得ないわけですね。それで、設置するに当たっては、従前の基準と全く、この葛城市は、国の基準からいらってないわけやからね。だから、従前と同じ基準でつくられるのやろうということですよ。

それで、僕が気にしたのは、特定公園というのは、僕は、ある一種のくくりがあって、その公園についてのみの施設の基準なのかなと思ったんですけど、これはそうすると、市内63カ所全部の公園についても、この特定公園というくくりにしてしまっているんですか。

(発言する者あり)

**阿古委員** じゃないんですね。だから、その辺をまずはっきりしていただきたいから、特定公園というのは葛城市に何カ所なるのですか、というような聞き方をしたのです。

まだ、ないんですか。その辺、ちょっと返答してください。

**川辺委員長** 矢間部長。

**矢間都市整備部長** 言葉にちょっと誤解があるようなので、再度申し上げますけれども、特定公園施設と言いまして、具体的には、それは園路及び屋根付広場、休憩所、屋外劇場、駐車場、便所などを指します。そういうことです。

以上です。

**川辺委員長** 阿古委員。

**阿古委員** だから、特定施設なんですね。公園にある特定施設ということですね。特定公園ではなくて。そういう意味やね。それで、意味がわかりました。だから、そうすると、設置については、これから国の基準を適合しているこの条例でいきますよと。だから、単に葛城市で、その基準をそのまま持ってきましたよ、というだけの話なんですね。だから、公園について、新たに、これからやるものについては、従前と同じようなやり方やけども、チェックの方は、条例で縛ったものでチェックしていきますという話ですね。

これで理解できました。結構です。

**川辺委員長** ほかにございませんか。

岡本委員。

**岡本委員** 今の阿古委員の質問にあるわけやけども、今の、この特定公園、これまで都市公園法に基づく公園ということになってきたら、県で、今、何カ所あるかという質問もあったと思いますけども、要は、屋敷山公園とか山麓公園とか、そういう公園を指して、その中の屋外の屋根とか、便所とか、そういうことの条例ではないんですか。今、おっしゃっているように、俗に言う街区公園、ちょっと言葉古いかもわかりませんが、私は、そのような公園までも該当するということではないと思うのですが、その点は、どういう解釈をしていったらいいわけですか。この条例制定される中でね。

今おっしゃるように、トイレとか、屋根とか、園路の幅員がどうやとかということが、都市公園法で定められた。それをそのまま、いわゆる一括法の形の中で、条例化されていっておるとのことやと、私は解釈しておるのですが、そういうことではないわけですか。

**川辺委員長** 松村課長。

**松村都市計画課長** まず、市で、今後、施工していく、新たにつくる公園等につきましては、この今の条例を参酌してつくっていかねばなりません。また、昔からの公園につきまして、改修等につきましても、この条例に定められた条件にのっとって整備していくということになります。

以上です。

**川辺委員長** 岡本委員。

**岡本委員** 課長の話だったら、今後設置していく、今は吸収源対策という形で公園事業を計画されていると思うのですが、その公園についても、この基準を適用していくということになるわけ

ですか。ということは、何も別に便所をつくれとか、そういうことはないわけですが、例えば、そういうことをするという事になれば、この条例どおりにやっていくと。そういう解釈になるわけですか。都市公園法というのは、そういうふうな法律になっているんかいな。もっと、不特定多数というても、もっと広いというのか、一部の市民と言ったら語弊があるかもわからへんけど、今、吸収源でやっているのは、一部の人と言ったら語弊あるかもわかりませんよ。大字単位でやっていく公園、そういうところやなしに、市民全体が利用する5ヘクタールとか、1ヘクタール以上の公園について適用するという解釈ではないのですか。それをしないと、街区公園に当たる500平方メートル以上の公園ですね。その公園までも、これに該当するという事になってきたら、園路をつくる場合でも、例えば、2.5メートル以上なかったらあきませんよとかになってきたら、全体は公園の敷地になりますけども、利用するという言葉は悪いかも知らんけども、広場といいますか、その辺に限られてくる。そういうことであれば、500平方メートル以上となっていますけども、1,000平方メートル以上の公園でないと、そういう園路とかつくっていけないということになっていきますので、その辺で、ちょっと話は聞いておるわけですね。

ただ単に、今、矢間部長がおっしゃるように63カ所ありますよということは、児童公園も入っておると思うですね。そんな分にも、本当にこの条例で該当していくということになれば、今後の公園の整備の仕方に、やっぱり問題が出てくるのではないかなと。大きな公園でないと、なかなか、これに合致するというような公園はできないのではないかなと思うので、質問させてもらったんです。

**川辺委員長** 矢間部長。

**矢間都市整備部長** 児童公園と街区公園等をつくる場合に、例えば、もちろん園路をつくる場合もありますし、出入り口をつくる場合もありますし、例えば、その出入り口をつくる場合は、幅にはこれだけしないさいよとか、園路をつくる場合は、例えば、120センチにしないさいよとかいうものであって、必ず便所をつくりなさいとか、必ず屋外劇場をつくりなさいとかいうものではなくて、そういった施設をつくる場合には、「この基準に合うようにつくりなさい」というものであって、この基準をもとに、今後整備をしていきたいなというふうに思っております。

以上です。

**川辺委員長** 岡本委員。

**岡本委員** 要は、つくれと言うのではなしに、今言うてるように、そういう500平方メートル前後、1,000平方メートル以下ですね、もっと言うたら、1,000平方メートル以下の公園でも、出入り口とかそんなわかりますがな。だけど、今言うてる、何もトイレつくるとかやなしに、例えば、つくる場合は、もちろんそうなるんか知らんけど、本当に市内でつくる全ての公園というのか、言葉がどうかわからんけど、それに該当するのかと聞いているだけであって、全てに該当するというのなら、それで結構ですよ。別にあかんと言うてるわけではないわけです。もう一遍念押ししますが、葛城市内にあるもっと小さな公園、それでも今後つくっていくときには、この条例を適用しますと、そういう解釈でいいわけですね。



(「はい」の声あり)

川辺委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

川辺委員長 それでは質疑がないようでございますので、質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川辺委員長 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第56号議案を採決いたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川辺委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第56号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第57号、葛城市市道の構造の技術的基準を定める条例を制定することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

矢間部長。

矢間都市整備部長 次に、議第57号、葛城市市道の構造の技術的基準を定める条例を制定することについてのご説明を申し上げたいと思います。

条例を制定する趣旨につきましては、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(第1次一括法)により、道路法第30条が改正されたことに伴い、政令により全国一律に定められていた地方道に関する車線の幅員等、市道の構造の技術的基準について政令(道路構造令)を参酌して条例を定めることになりました。

このため、葛城市市道の構造の技術的基準を定める条例を制定するものです。条例の制定内容については、車線の幅員、横断勾配などといった市道の構造の技術的な基準を定めた内容となっており、趣旨・定義が第1条から第2条、道路の区分についてが第3条、車線の数やその幅員、車線の分離や幅道についてが第4条から第6条、路肩についてが第7条、停車帯についてが第8条、自転車道、自転車歩行者道や歩道についてが第9条から第12条、植樹帯についてが第13条、設計速度についてが第14条、車道の屈曲部と視距等についてが第15条から第20条、車線の縦断勾配についてが第21条から第23条、舗装についてが第24条、横断勾配、合成勾配についてが第25条から第26条、排水施設についてが第27条、平面交差、接続、立体交差についてが第28条から第30条、待避所についてが第31条、交通安全施設についてが第32条、凸部、狭窄部等についてが第33条、乗合自動車の停留所に設ける交通島についてが第34条、自動車駐車場等についてが第35条、防護施設についてが第36条、トンネルについてが第37条、橋・高架の道路等についてが第38条、付帯工事等、小区間改築の場合の特例についてが第39条から第40条、自転車専用道路、自転車歩行者専用道路また歩行者専用道路についてが第41条から第42条という構成になっています。なお、今後も継続して道路の安全性・

円滑性を確保するため、政省令で定める同様の内容としました。

この条例については、平成25年4月1日から施行するものでございます。

以上で、説明を終わります。

**川辺委員長** ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

**川辺委員長** 質疑がないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

**川辺委員長** 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第57号議案を採決いたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**川辺委員長** ご異議なしと認めます。よって、議第57号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第58号、葛城市市道に設ける道路標識の寸法を定める条例を制定することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

矢間部長。

**矢間都市整備部長** 次に、議第58号、葛城市市道に設ける道路標識の寸法を定める条例を制定することについてのご説明を申し上げたいと思います。

条例を制定する趣旨につきましては、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(第1次一括法)により、道路法第45条が改正されたことに伴い、全国一律に定められていた案内標識及び警戒標識の寸法について、政省令(道路標識、区画線及び道路標示に関する命令、通称標識令)を参酌して条例を定めることになりました。このため、葛城市市道に設ける道路標識の寸法に関する条例を条例制定するものです。

条例の制定内容につきましては、案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識の寸法について定めた内容となっており、趣旨・定義が第1条から第2条、案内標識及び警戒標識については第3条から第8条という構成になっております。

なお、継続して道路の安全性・円滑性を確保するため、政省令で定める同様の内容としました。この条例については、平成25年4月1日から施行するものでございます。

以上で、説明終わります。

**川辺委員長** ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

溝口副委員長。

**溝口副委員長** これ、今の既存の市の道路標識等々にかかわって、何ら支障はないということだけを確認しておきたいと思います。

石田課長。

**石田建設課長** 建設課の石田でございます。よろしくお願いいたします。

今までどおり、既存の分につきましてはそのままさせていただきます、今後も、継続して、矢間も申し上げましたように、道路の安全性と円滑性を確保するために、政省令と同じ基準というような形で設けさせていただいておりますので、何ら影響はございません。

**川辺委員長** ほかにございませんか。

阿古委員。

**阿古委員** 従前のおり、そのまま上にあったものを、下の条例でもってきたということですね。その本来の法律の意味というのは、地方で、もっと工夫することがあれば工夫しなさいよということやろうと思います。だから、スタートの段階は、まずそれでいいのやろうと思います。だけど、例えば、道にしても標識にしても、葛城市というのはどういう方向で、これから市をつくっていくかということによって、若干、やはり個性が出てきてもいいのかなという気はします。特に、葛城市では、これから観光部門について、非常に力を入れようというような気持ちもありますからね。それに添った形の標識のあり方であったりとか、道のつくり方であったりとか、そういう工夫が、今後出てくるのかなという気はするんですけども、将来のことですので、今回の条例の制定については、僕は問題ないやろと思いますけども、その方向性というのは、今後、模索していくという気持ちはあるのかないのかだけちょっと聞かせておいてください。

**川辺委員長** 市長。

**山下市長** この内容につきましては、通常の何キロ以上でないとかかんとか、危険性を示すようなとか、その部分については、国と同じ基準でないとかだめだと、あと、ここは、例えば、奈良を走っていて、シカが飛び出しますとか、ああいう標識に関して、市が定めて、小さくしてもいいですよとかいうことをあらわすような標識の大きさを決めるということでございます。

観光地等を考えていく上で、そういう標識を設置する場合、今後、その標識の大きさを小さくしていくとか等々を考える余地はあるんだろうなというふうに思いますけれども、実際、運用をしていきながら、その現場、現場、その地域、地域の内容によって、特性によって、また検討してまいりたいというふうに思っております。

**川辺委員長** ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

**川辺委員長** 質疑がないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**川辺委員長** 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第58号議案を採決いたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**川辺委員長** ご異議なしと認めます。よって、議第58号は原案のとおり可決することに決定いたしま

した。

**川辺委員長** 次に、議第59号、葛城市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例を制定することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

矢間部長。

**矢間都市整備部長** 次に、議第59号、葛城市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例を制定することについてのご説明を申し上げたいと思います。

条例を制定する趣旨につきましては、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第2次一括法）により、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、バリアフリー法といいますが、第10条が改正されたことに伴い、道路管理者等は、特定道路の新設または改築を行うときは、移動円滑化のために必要な道路の構造に関する基準に適合させなければならないとありますので、移動円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令を参酌し、条例で定めることになりました。

本市におきましては、尺土駅、磐城駅周辺地区が、平成22年3月策定の葛城市バリアフリー基本構想の重点整備地区に設定された尺土駅周辺整備事業に係る八川保育所、尺土線を含む12路線について、移動円滑化の基準に適合した歩道の設置などの実施事業が計画されており、基準に適合するよう義務づけられ、それ以外の市道についても、適合させるための措置を講ずるよう努めることとしております。

条例の制定内容につきましては、歩道や立体横断施設などの幅や勾配などといった技術的な基準を定めた内容となっており、趣旨・定義が第1条から第2条、歩道等については第3条から第10条、立体横断施設については第11条から第16条、乗合自動車停留所が第17条、第18条、自動車駐車場については第19条から第29条、移動等円滑化のために必要なその他の施設が第30条から第33条という構成になっております。

なお、継続して道路の安全性・円滑性を確保するため政省令で定める同様の内容としました。

この条例については、平成25年4月1日から施行するものでございます。

以上で、説明を終わります。

**川辺委員長** ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

西川委員。

**西川委員** これ、いろいろ説明を受けているけど、こんな専門的なことで、私ら議員にはよくわからんけど、行政の方は、今後のあれで、担当部下は、これ全部承知の上やろうな。今度、これ、お金にも関係してくると思うで。今度やってくるときに、いろんな計画。私らに説明は、ちゃんとしてもらわなあかんけども、まずは行政側はきちっと、皆さん、ご理解をちゃんとしてもらてるのやろうか。そこらは、勉強会とかいろんなことは、始めから遡及してあるから、公園にしたって何にしたって、これははっきり言うて、ポールどめを9センチにしろ、幅を1つ取れ、というのは、車椅子が通れるようにちゃんとしろというような話やろう、こ

れ。まあ、言えば。

あと、これ、バリアフリー化のこんなのは、前からもう八川のところはされていたから、順次進めていくということになっているわな。ほかに適用していくというようなとき、どういうふうな計画を持って、僕らは、これは説明を徐々に受けていくけども、行政側はこれの条例制定をするについて、しっかりとそこらを把握してもらってますのかな。実際面の。そこから、どうなんですか。勉強会というか、これ、実際に当てはめて検討されたんですかな。

**川辺委員長** 矢間部長。

**矢間都市整備部長** 条例を制定する内容については、きちんと市内部での法令審査会等に諮っており、皆さんに周知しているところでございます。

今後の整備なんですけれども、重点整備地区については、この基準にのっとった形で整備することはもちろんなんですけれども、それ以外の市道についても、この基準に適合するよう努力目標として頑張っていきたいというふうに思っております。

以上です。

**川辺委員長** 西川委員。

**西川委員** 今、道路については、歩道を設けなさいとかいろいろあるけれども、今、目の前にぶら下がっているのは、尺土の駅前のもあれもそうやわな。前の整備もそうやし。JRの架道橋のあれをずぼんといくというのやったら、それもそうやし。その辺は、もう従来から、今の前の道を整備していつてるやろう。そのときも、もう既に適用をしてやっているということかいな。また、新たに条例を決めたから、それにするのかいな。もう既に新たなやつをやっているということかいな。

**川辺委員長** 石田課長。

**石田建設課長** 建設課の石田でございます。

今のご質問でございますけれども、従来から奈良県におきましては、奈良県住みよい福祉のまちづくり条例というのがございまして、それに基づきまして、いろいろな施設の整備につきましては進めておるところでございますので、今回、参酌しながら基準を条例の方で制定させていただいたということの中で進めておりますので、以前に変わりなくこの基準のとおり進めていけば、今までどおりと変わらないというふうに考えております。

**川辺委員長** ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

**川辺委員長** 質疑がないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**川辺委員長** 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第59号議案を採決いたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**川辺委員長** ご異議なしと認めます。よって、議第59号は原案のとおり可決することに決定いたします。

した。

次に、議第61号、葛城市都市公園条例の一部を改正することについてを議題といたします。  
本案につき、提案者の内容説明を求めます。

矢間部長。

**矢間都市整備部長** 次に、議第61号、葛城市都市公園条例の一部を改正することについてのご説明を申し上げたいと思います。

条例を一部改正する趣旨につきましては、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第2次一括法）により、都市公園法一部改正されたことに伴い、これまで国が一律に定めていた都市公園の配置及び建築面積等を条例で定めるものです。

なお、条例で定める基準は国の基準どおりとし、葛城市都市公園条例の一部を改正するものでございます。条例の改正内容につきましては、第2条の3、住民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準においては、現行の基準を参酌し、市町村の区域内では10平方メートル以上、市街化区域では5平方メートル以上としています。

第2条の4、市が設置する都市公園の配置及び規模の基準においても現行の基準を参酌し、街区公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるよう配置し、0.25ヘクタールの規模を標準としています。

近隣公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、2ヘクタールを標準としています。

地区公園は、徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、4ヘクタールを標準としています。

総合公園、運動公園は休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるものは容易に利用することができるように配置し、利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができる敷地面積としています。

特殊公園等、風致公園、墓園等ですけれども、設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができる敷地面積としています。

第2条の5、公園施設として設けられる建築物の建築面積に関する基準においても、現行の基準を参酌し、公園敷地として設けられる建築物の建築面積の総計の公園の敷地面積に対する割合は2%までとしています。ただし、特例として、休養施設、運動施設、備蓄倉庫等は10%、国宝、重要文化財等は20%、屋根付広場、屋根付野外施設は10%、仮設公園施設は2%を限度として、それぞれで超えることができますとしています。

また、今回改正した内容については、お手元に配布をしております新旧対照表も作成しておりますので、あわせてご確認いただければと思います。

この条例については、平成25年4月1日から施行するものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

**川辺委員長** ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

副委員長。

**溝口副委員長** ちょっと教えていただきたいのですが、この都市公園条例を一部改正するというのはわかるのですが、現在、この第2条の4項で、5つの公園が明記されていますよね。この公園の配置する意味合いはわかるんですよ。しかし、この取り方は、どういうふうな取り方をされているかね。例えば、近隣公園で言いますと、近隣に居住する者が容易に利用することができるよう配置するとなっているのですが、これはだれがどのように判断して設置するのかなど。これの、もう少し具体的制約、例えば近隣というのは、どういった大きさのことを近隣というのか。例えば、そこに居住している人数が何人ぐらいのことを指しているのか。この公園自体のとり方は、どのように定められているのか、ちょっとわかりづらいなと思って教えていただきたい。これ、とり方によっては、いやいや近隣公園には値しませんよというようなことも。どのような、この公園は、近隣公園、この公園は地区公園という。目的はわかるんやけど、制約というのか規約というのか、そういうのはあるのですか。なければいいですけど。

**川辺委員長** わかりますか。

松村課長。

**松村都市計画課長** 都市計画課の松村です。

今の質問に答える資料を、ちょっと手持ちしていませんので、また後日、ご報告させていただきます。よろしいですか。

**川辺委員長** 副委員長。

**溝口副委員長** 資料というのは、そういったことが決められた法律があるということですか。何か、基準になるものがあるということで、今の答弁で受けてよろしいのやな。それを、後日、説明させてもらいますということやね。はい、わかりました。

**川辺委員長** そしたら、後日、説明よろしく願いいたします。

ほかにございませんか。

阿古委員。

**阿古委員** これも国の法律の方から、そのまま市の、今回は、これは、市で条例を持っているわけですよね。だから、その部分に当てはめて、条例の改正という名目でくるわけですが、こちらの基準も将来的に、何らかの工夫が、面積要件であるとか、そういうようなものが、今でしたら、国の基準の中で公園が整備されているわけですが、将来葛城市の方向性としては、それも工夫していく。本来は、その地区、地区によって工夫して、勝手にと言うたら悪いけども、ある程度の範囲はもう地方で、ちょっと公園の面積を緩和してもいいやないかとか、そういういろいろな工夫をしてもいいという、多分、国の方の考え方でこういう具合におりてきているわけやから、だから、そういう具合に、方向性、例えば、一番小さな都市公園でいうと4反ですか、0.25ヘクタールですね。だから、そういうようなものを、別に3反でもいいやないかとか。そういうふうな工夫を、多分していくのかなとは思いますが、その辺の考え方だけ聞かせておいてください。

**川辺委員長** 松村課長。

**松村都市計画課長** 今のご指摘ですけれども、あくまでも国のものをそのまま参酌させていただいております。今言われた街区公園につきましては、標準が0.25ヘクタールということが、あくまでも標準ですので、今現在都市計画で進めております吸収源対策事業につきましては、1つの公園が500平方メートル以上ということで0.05ヘクタールになりますので、あくまでも標準ということでこれを参酌させていただいております。

また、1人当たりの面積につきましても、一応、10平方メートル、市街化区域につきましては、5平方メートルでありますけれども、奈良県内でもそれに達していないところにつきましては、それを減らそうとしている市町村も事実ございます。ですので、葛城市につきましても、今後、条例にそぐわない場合につきましては、改正もしていかなければならないと思っております。

以上です。

**川辺委員長** 阿古委員。

**阿古委員** 今ちょっと、答弁というか、説明の中で吸収源対策の公園ということで、その公園というのは、都市公園条例で選ばれた中の公園でしたですか。ちょっとそれだけ確認できますか。

**川辺委員長** 松村課長。

**松村都市計画課長** 吸収源対策事業につきましても、あくまでも緑化事業ですけれども、一応街区公園として位置づけていく予定をしております。

以上です。

**川辺委員長** 阿古委員。

**阿古委員** そうすると、もとの都市公園の条例、条例集を持って来ていないから全部見ることは、今すぐにできないけれども、その項目の中に、今言うてる吸収源対策の0.05ヘクタールやったかな。500平方メートルやから小さい公園やろうけれども、それも、その条例の中に、一括の中に含まれているんですね。

**川辺委員長** 松村課長。

**松村都市計画課長** いえ、この都市公園条例には含まれておりませんが、あくまでも街区公園としては、0.05ヘクタールとして入れていこうと。街区公園として入れていく予定をしております。

**川辺委員長** 阿古委員。

**阿古委員** きっと多分丁寧に返答しようと思って、そう言うてくれたんだと思うけど、僕は都市公園のこの条例の部分だけで言うたからね。だから、吸収源対策の話が来てたから、ひょっとしたら吸収源対策の、その今言うてるこういうような公園の部分が、この条例集でまた新たに、今回のってないけれども、新たにのってくるのかなと思って聞いただけで、これで結構です。

**川辺委員長** ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

**川辺委員長** 質疑がないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)



**川辺委員長** 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第61号議案を採決いたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**川辺委員長** 異議なしと認めます。よって、議第61号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第63号、平成24年度葛城市一般会計補正予算（第5号）の議決についてを議題といたします。

なお、本案につきましては、分割付託させていただいておりますので、本委員会の関係部分につき、提案者の内容説明を求めます。

矢間部長。

**矢間都市整備部長** それでは、議第63号、平成24年度葛城市一般会計補正予算（第5号）の都市産業常任委員会に付託されました補正関係につきましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、事項別明細の歳出からご説明申し上げますので、20ページをお開きいただきたいと思っております。

6款土木費でございます。6款土木費、2項道路橋りょう費、5目地域活性化事業費では、12節役務費につきまして、50万円の土地鑑定手数料の増額をお願いするものであります。本件につきましては、都市再生整備計画に基づく近鉄二上神社口駅前道路改良事業に係る土地鑑定手数料の追加、また、道の駅区域に係る土地鑑定額に基づく意見書手数料の追加をさせていただくものであります。

歳入につきましての補正はありません。

説明は、以上であります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

**川辺委員長** ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**川辺委員長** 質疑がないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**川辺委員長** 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第63号議案の関係部分を採決いたします。本案の関係部分を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**川辺委員長** ご異議なしと認めます。よって、議第63号の関係部分は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査が全て終了いたしました。

続きまして、都市産業常任委員会の所管事項の調査案件についてでございます。

地域活性化事業「新道の駅建設事業」の進捗状況について、理事者側より説明を求めます。

矢間部長。

**矢間都市整備部長** それでは、地域活性化事業「新道の駅建設事業」についてご説明申し上げます。

今年度、測量造成に係る設計等を進めていきますが、この事業計画区域となる約3.3ヘクタールの土地につきまして、ご説明申し上げます。お配りしている図面をまずごらんください。この事業計画区域となる約3.3ヘクタールの土地につきましてご説明申し上げます。

お配りしている図面を、まずごらんください。

この事業計画区域となる約3.3ヘクタールの土地につきまして、ご説明申し上げます。

お配りしている図面に1番から79番の番号をつけて、事業計画区域を示しております。筆数としては79筆、約3万3,300平方メートルあります。今後、本委員会において用地取得の進捗状況等をご説明申し上げますときは、本日の資料をベースに今後ご説明させていただこうと考えております。

説明は簡単ですが、以上であります。よろしくお願い申し上げます。

**川辺委員長** ただいま説明願いましたが、何かご質問等はございませんか。

(「なし」の声あり)

**川辺委員長** ないようであれば、本件については、本日はこの程度にとどめたいと思います。

お諮りいたします。

地域活性化事業「新道の駅建設事業」については、事業の進捗に伴い随時委員会を開催し、審査を必要とすることから議長に対し、閉会中の継続審査の申し出をいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**川辺委員長** ご異議なしと認めます。よって、地域活性化事業「新道の駅建設事業」については、議長に対し閉会中の継続審査の申し出をいたします。

以上で、本日の審査事項は全て終了いたしました。

ここで、委員外議員から発言の申し出があれば許可いたします。

春木議員。

(春木議員の発言あり)

**川辺委員長** ほかにございませんか。

白石議員。

(白石議員の発言あり)

**川辺委員長** ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

**川辺委員長** ないようですので、委員外議員の発言を終結いたします。

これをもって、都市産業常任委員会を閉会いたします。

一言ごあいさつさせていただきます。1時間あまり、いろいろご審議いただきまして本当にありがとうございます。条例制定なんて、なかなか難しいもので、我々も全然わかりません。また、理事者の方、これからしっかり勉強していただいて、また個々にまたご報告いただけたらありがたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

本日は、どうもありがとうございました。

閉 会 午前10時34分

委員会条例第27条の規定によりここに署名する。

都市産業常任委員会委員長 川 辺 順 一